

4 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和3年度普通会計決算ベースの額です。

(1) 期末手当・勤勉手当

愛媛県			国		
1人当たり平均支給額（令和3年度決算） 1,509千円			—		
（令和3年度支給割合）			（令和3年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40月分	1.90月分		2.55月分	1.90月分	
(1.35)月分	(0.90)月分		(1.45)月分	(0.90)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.0月分、勤勉手当2.3月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

3 国は、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(愛媛県)

業務の質・量及び達成度を踏まえ、期中及び期末における評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定しています。

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

愛媛県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	3,476千円	21,624千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和3年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(3)地域手当(令和4年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支給実績(令和3年度決算)			54,637千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			815,478円	
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師		16%	25人	16%
医師以外	東京都(特別区)	20%	25人	20%
	大阪府(大阪市)	16%	7人	16%
	愛知県(名古屋市)	15%	1人	15%
	広島県(広島市)	10%	1人	10%
	香川県(高松市)	6%	1人	6%
	宮城県(仙台市)	4.5%	0人	6%

注 支給対象職員数は、令和4年4月1日現在の職員数です。

(4)特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績(令和3年度決算)		1,188,446千円		
支給職員1人当たり平均支給額(令和3年度決算)		94,735円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		65.2%		
手当の種類(手当数)		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度)	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	954千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	①伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 ②伝染病菌を有する家畜等の防疫作業(③以外) ③伝染病菌を有する家畜等の防疫作業(鳥インフルエンザに係る患畜等のと殺作業)	2,337千円	①②日額 290円 ③日額 1,470円
		①新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業 ②新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業 ③新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業 ④人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業	7,648千円	日額 3,000円 又は 日額 4,000円 (長時間又は①及び③のうち身体に接触するもの)

産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	1,715 千円	①日額 290 円 ②及び③日額 200 円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	3 千円	①日額 560 円 ②日額 220 円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	250 千円	日額 230 円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護及び心理判定作業 ②重症心身障害児等の看護作業等 ③知的障害者の心理判定作業 ④精神障害者等の看護作業等及び心理判定作業	10,414 千円	①日額 950 円 ②～④日額 420 円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,420 千円	日額 820 円、1,480 円、2,220 円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	66,836 千円	日額 560 円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	5,968 千円	日額 280 円又は 560 円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	30,321 千円	日額 420 円又は 560 円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	24 千円	日額 840 円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	29,982 千円	日額 340 円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	157 千円	①日額 1,150 円 ②日額 640 円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0 千円	①日額 1,640 円 ②日額 820 円又は 1,100 円 ③日額 820 円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	246 千円	日額 560 円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	6,736 千円	①日額 560 円 ②日額 310 円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,889 千円	日額 230 円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	996 千円	日額 230 円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	4 千円	日額 250 円

夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	53,417 千円	1回 410 円、730 円又は 1,100 円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	27 千円	1 時間 310 円又は 780 円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	28,594 千円	① 1 回 3,200 円 ② 1 回 1,600 円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0 千円	1 回 5,200 円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質(サリン等)の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0 千円	①日額 5,200 円 ②日額 250 円 ③日額 460 円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,928 千円	1 回 1,240 円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	424 千円	日額 310 円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0 千円	日額 840 円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	5 千円	1 時間 300 円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	801 千円	日額 3,000 円～8,400 円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司 児童福祉司 保健師	①要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等の業務 ②児童等に面接して行う相談等の業務	3,766 千円	①日額 510 円 ②日額 950 円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	37 千円	日額 320 円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,511 千円	日額 790 円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,744 千円	日額 1,180 円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	10 千円	日額 420 円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高压ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	29 千円	日額 250 円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,051 千円	日額 500 円

夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	11,125千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	4,984千円	日額 730円 (BSE検査:810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	5千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部(土木事務所を含む。)に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,144千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	60千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	315千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務(整備士) ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務(①及び②以外)	5,688千円	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する職員(東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例)	①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示(以下「本部長指示」という。)による帰還困難区域において行う作業 ③本部長指示による居住制限区域において行う作業	27千円	①日額 20,000円～3,300円 ②屋外作業 日額 6,600円 屋内作業 日額 1,330円 ③屋外作業 日額 3,300円 屋内作業 日額 660円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤	0千円	①日額 480円 ②日額 730円

		防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等		
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	①20,000円 ②10,000円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0千円	日額 730 円を超えない額
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	148千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	920千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	930千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	5千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の	403,987千円	①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 5,100円 ④日額 5,100円 ⑤日額 3,600円又は1,800円 ⑥日額 1,125円

		監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）		
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	7,613千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	98,071千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	25千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	369,370千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,821千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	119千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和3年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和3年度決算）」と一致しません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算額）	3,610,481千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	527千円
支給実績（令和2年度決算額）	3,229,087千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	475千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 	同	—	千円 1,805,367	円 233,916
		<ul style="list-style-type: none"> 〔満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算〕 				

住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃 23,000 円以下 家賃額 - 12,000 円 ・家賃 23,000 円超 55,000 円未満 (家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ・家賃 55,000 円以上 27,000 円 (支給限度額)	異	・家賃 27,000 円以下 家賃額 - 16,000 円 ・家賃 27,000 円超 61,000 円未満 (家賃額 - 27,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ・家賃 61,000 円以上 28,000 円 (支給限度額)	千円 1,364,211	円 263,361
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300 円	同	—	千円 59,874	円 997,900
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6 箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000 円	異	国上限額 55,000 円	千円 1,544,942	円 102,818
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道 2 km 以上 5 km 未満 2,500 円 ～ 片道 95 km 以上 47,200 円	異	国上限額 31,600 円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000 円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて 8,000 円～70,000 円	同	—	千円 206,228	円 363,077
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	—	千円 1,364,839	円 699,917
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	—	千円 22,085	円 210,331
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 93,337	円 279,453
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に 100 分の 5 から 100 分の 7 を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 30,608	円 286,054
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に 100 分の 7 を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 103,706	円 299,728
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000 円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 710,137	円 63,988
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に 100 分の 6 を乗じた額			千円 36,473	円 229,390

宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200 円/1 回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	—	千円 448,283	円 188,038
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて 3,000 円～12,000 円/1 回の定額 (6 時間を超える場合は加算あり。)	同	—	千円 84,705	円 102,797
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給	勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額	同	—	千円 146,511	円 81,350

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。